

放課後の子どもたちを支援する2つの事業

参考資料

	放課後児童クラブ		放課後子ども教室
所管課	子ども未来課		教育総務課
国所管	こども家庭庁		文部科学省
設置目的	・放課後に保護者が就労等のため、家にいない者に対し安全な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る(平成27年度より全児童が対象) ・保護者の就労やワークライフバランスの確保の支援		・全児童を対象に、安全安心な子どもたちの放課後の活動の場を創出 ・学びの機会や体験の場を提供し、自主性、創造性を育成 ・異学年児童、地域の運営スタッフとの交流活動を通し、社会性を育成 ・学校・家庭・地域が連携して子どもを育てる環境を作り、地域教育力を向上
対象児童	1～6年生児童 ※入会にあたり保護者の就労や疾病、介護状況等の審査あり		1～6年生全児童 ※保護者の就労状況は問わない
活動場所	児童クラブ室(余裕教室・独立棟)、児童館等		校庭・体育館・図書室・特別教室等
実施要件	・原則年間250日以上 ・学校開校日は3時間以上、閉校日は8時間以上		・原則年間200日以下 ・1日あたり4時間以内
実施日	葵・駿河区・蒲原東・由比地区 清水区(蒲原東、由比地区除く)		平日 ※日数、時間等は学校や地域の状況に応じ設定
実施時間	平日(正午～最大19:00)、土曜日・長期休業日(8:00～最大19:00)		放課後～概ね16:30(完全下校時間)
利用料金	葵・駿河区・蒲原東・由比地区	9,500円(延長18～19時+100円/日) ※長期休業日は12,000～17,400円	原則無料 ※原材料費等の実費徴収あり
	清水区(蒲原東、由比地区除く)	7,500円(延長18～19時+100円/日) ※長期休業日は12,000～17,400円	
職員配置基準	(法令により) ・支援単位ごとに放課後児童支援員を2人以上 ※1単位…概ね40人以下 ・うち1人は補助員に代えることができる		(仕様書により) ・児童11～60人…3人 ・児童61人～…児童20人増につき1人増
職員の資格	放課後児童支援員…要(単位ごとに最低1名の配置義務あり)		不要
業務形態	葵・駿河区・蒲原東・由比地区は静岡市社会福祉協議会、清水区(蒲原東、由比地区除く)は各地区青少年育成推進委員会等に委託		地域住民で組織された実行委員会に委託

放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携

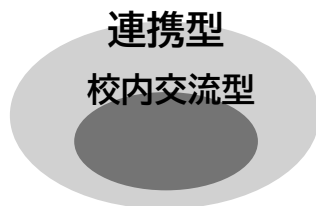
放課後児童クラブと 放課後子ども教室の連携

- ・放課後児童クラブと放課後子ども教室は、所管や設置目的は異なるものの、放課後の子どもの安全・安心な居場所であることは共通している。
- ・家庭の事情に関わらず全ての子どもが放課後の居場所を自ら選択できる環境こそが、子どもにとっての最大の利益となる。そのためには、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携は不可欠である。

第3期子ども・子育て 支援事業計画

- 国の「放課後児童対策パッケージ」を踏まえ、原則として全ての小学校区において、放課後児童クラブと放課後子ども教室を連携型により実施。
- 校内交流型は連携型に含まれるため、指標は「連携型実施校」とする。
- ※「連携型による実施」：共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、交流できるもの
- ※「校内交流型による実施」：「連携型」のうち同一小学校内等で両事業を実施しているもの

放課後児童クラブと
放課後子ども教室の
「連携型実施」



【一体的実施(第2期)から連携型実施(第3期)への名称変更】

「一体的実施」という名称では、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一括委託による「一体的な実施」と、児童クラブ参加児童も放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるという意味での「一体的実施」の棲み分けが難しいため名称変更。

【現状・課題】

- ・H30年度に一体型及び連携型実施における共通の確認事項を示しているが、現場での運用に差が生じていること、放課後子ども教室の実施校数の増加により、個別の事情や意見を把握することが難しくなっている。
- ・放課後児童クラブの児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室へ参加できるよう連携を強化する必要がある。

【今後の方針・手立て】

- ・現場の職員・スタッフへのアンケートや聞き取り調査、地域学校協働活動推進員を通しての意見聴取により、詳細な現状把握を行い、個別の事情や課題の解決を図る。
- ・職員やスタッフが変わっても継続できるよう、連携型実施における共通の確認事項を見直し、研修会等において周知の徹底を図る。
- ・放課後児童クラブ及び放課後子ども教室それぞれに対して、連携型実施についてのフォローアップを行う。
- ・子ども未来課と教育総務課にて定期的な情報共有を行う。